

全国森林環境税の創設に関する意見書

気候変動問題は地球規模の重要な課題であり、地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は避けて通ることができない。とりわけ、森林の整備・保全等の森林吸収源対策の推進が不可欠であり、その他にも土砂災害防止機能、土壌保全機能、水源涵養機能といった多面的な森林の公益的機能に対する国民の関心と期待、恩恵は大きいものである。

また、我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成には森林吸収源対策として森林を維持していくための持続的な森林経営の確立が求められ、森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーを最大限生かす取組みを山村地域の市町村が主体的に実施していく必要がある。

しかし、これらの市町村では木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足、人口減少など、長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、その結果として森林そのものが荒廃し、近年の異常気象による自然災害の多発に繋がるといった事態が生じている。

これに歯止めをかけるためには、森林吸収源対策や担い手の育成等山村対策に取り組むための恒久的・安定的な財源の確保が必須である。この取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にも繋がるものである。

このような中、政府・与党は平成29年度税制改正大綱において、森林整備等に必要な財源を確保するために森林環境税（仮称）の創設に向けて総合的に検討し、平成30年度税制改正で結論を得る方針を示したところである。

よって、国においては、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源を充てるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月21日

新潟県佐渡市議会議員 岩崎隆寿